

地域スポーツ活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域住民がスポーツ活動を通して交流する中で、健康と体力の保持増進に努め、併せて地域スポーツの振興を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助の対象および条件、補助金の額は別表のとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付申請は、補助金交付申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。

(実績報告)

第4条 事業の終了後、速やかに実績報告書（別記様式第2号）を提出するものとする。

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付を受けるときは、補助金交付請求書（別記様式第3号）を提出するものとする。

付 則

この要綱は、昭和63年11月21日から施行する。

この要綱は、平成20年5月17日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和2年8月5日から施行し、令和2年度の予算にかかる補助金から適用する。

(別表)

補助の対象となるスポーツ活動および交付条件		補助事業者	補助金の額
町民運動会	町内各地区公民館が行う町民運動会、またはその代替スポーツイベント	公民館長	予算の範囲内において会長が別に定めた額。ただし、代替スポーツイベントの場合は予算額に対し2/3の額
大字スポーツ	大字が行うスポーツ活動で、年齢に偏りがなく、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層が参加し、交流できるスポーツ活動であること。[例]ミニ運動会、ふれあいゲートボール大会等	大字区長	予算の範囲内において1地区5,000円以内
町民駅伝大会	日野町連合青年会が行う町民駅伝大会	日野町連合青年会	予算の範囲内において1大会80,000円以内